

広島県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

広島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

広島県暴力団排除条例（平成二十二年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第三章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第十一条の二・第十一条の三）</p> <p>第四章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六 暴力団排除特別強化地域 暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として別表に掲げる地域をいう。</p> <p>七（略）</p> <p>八 特定営業者 次に掲げる業（以下「特定営業」と総称する。）を営む者をいう。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第十三項に規定する接客業務受託営業及び同項第四号に規定する酒類提供飲食店営業（午前零時から午前六時までの時間において営むものに限る。）</p> <p>ロ 広島県飲樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年広島県条例第四号）第二条第四項に規定する風俗案内業</p> <p>九・十（略）</p> <p>（利益の供与等の禁止）</p> <p>第十条 何人も、情を知って、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。</p>	<p>目次</p> <p>第一章―第三章（略）</p> <p>第四章―第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―五（略）</p> <p>六（略）</p>

「をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第十一条 (略)

第三章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(特定営業者の禁止行為)

第十一条の二 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員による用心棒の役務(法第九条第五号に規定する用心棒の役務をいう。次項及び次条において同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第十一条の三 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又は当該営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。

(利益の供与等を行った者等に係る調査、報告及び公表)

第十九条 (略)

一 第十条第一項の規定に違反して、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者に対して利益の供与をする行為

二 四 (略)

2 4 (略)

(罰則)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 相手方が暴力団員であることの情を知つて、第十一条の二の規定に違反した者

二 第十一条の三の規定に違反した者

三 第二十四条第一項の規定に違反した者

2 (略)

上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 (略)

第十一条 (略)

(利益の供与等を行った者等に係る調査、報告及び公表)

第十九条 (略)

一 第十条第一項の規定に違反して、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をする行為

二 四 (略)

2 4 (略)

(罰則)

第二十七条 第二十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

3| 第一項第一号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができぬ。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

- 一 広島市中区のうち銀山町、胡町一番街区から五番街区まで、堀川町一番街区から四番街区まで、新天地一番街区、六番街区及び七番街区、流川町、薬研堀、弥生町、西平塚町、田中町並びに三川町一番街区、八番街区及び九番街区
- 二 尾道市久保一丁目及び久保二丁目
- 三 福山市住吉町、松浜町一丁目、入船町二丁目及び昭和町

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。